

宮野谷建築協定書

(目 的)

第1条 この協定は、第5条に定める区域内における建築物の用途に関する基準を協定し、農住地としての環境を守ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定は、宮野谷建築協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は、第5条に定める区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「所有者等」という。）全員の合意により締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

(協定の変更・廃止)

第4条 この協定の変更・廃止は次の規定によるものとする。

- (1) この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間および協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。
- (2) この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。
- (3) 変更・廃止を希望する者は、理由を付して文書にて、第12条に定める委員長に提出する。尚、前号の廃止提案は3ヵ月の期間を置いて決議する。

(協定区域)

第5条 協定の区域は、広島市安佐北区安佐町大字宮野字谷甲273番地他9筆、同町大字宮野字谷平99-4番地他3筆（別表土地一覧表に示す地番）の区域とする。尚、面積は登記簿記載の面積とした。

(建築物の制限)

第6条 前条に定める区域内の建築物の用途は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項（別添付資料）に規定する風俗営業に供する建築物以外の建築物。
- (2) 旅館業法第2条（別添付資料）に規定する旅館営業、ホテル営業及び簡易宿所営業に供する建築物以外の建築物。

(有効期間)

第7条 協定の有効期間は、市長の認可のあった日から10ヶ年とする。ただし、違反者の措置に対しては期間満了後もなお効力を有するものとする。

2. 前項の規定は協定の変更又は廃止がない限り10ヶ年ずつ自動継続するものとする。

(届け出の義務)

第8条 協定区域内の土地の所有権、地上権、賃借権の変更を生じた場合、その土地の所有権者等は速やかに文書にて委員長に届け出る。

(違反者の措置)

第9条 第6条の規定に違反した者があった場合、委員長は委員会の決定に基づき当該所有権者等に対して工事施行の停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合、当該所有権者等はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第10条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該所有権者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は当該所有権者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の出訴手続等に要する費用は、当該所有権者等の負担とする。

(委員会)

第11条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

3. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

4. 委員は再任されることができる。

第12条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名 会計 1名

2. 委員長は、委員の互選により選出する。

委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3. 副委員長および会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

4. 副委員長は、委員長に事故あるときこれを代理する。

5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(補則)

第13条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

附則

1. この協定は、市長の認可のあった日から効力を発する。

2. この協定書は二部作成し、一部を市長に提出し、一部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配付する。

平成元年12月1日

